



三島信用金庫と「遺言を活用した遺贈に関する協定」 の締結式を実施します

要 旨

「人生最後の寄附」として遺産を贈与する「遺贈」について、近年、社会貢献の手段として注目が高まりつつあることを背景に、三島信用金庫と「遺言を活用した遺贈に関する協定」を締結します。

概 要

1 協定締結式

日 時 令和 8 年 7 月 21 日(火) 9 時 15 分から
場 所 市役所 4 階 特別応接室
出 席 者 三島信用金庫 理事長 高嶋 正芳 様
沼津市長 頼重 秀一

2 協定内容等

- ・本協定は、沼津市への遺贈寄附を希望する方に対し、三島信用金庫が保有する専門的知見を活用した助言を行うことで、希望者の意志が円滑に実現されることを目的とします。
- ・沼津市は、遺贈希望者に対し、パンフレットの配付等により三島信用金庫の情報を提供します。
- ・三島信用金庫は、希望者からの遺贈に関する相談に無料で応じます。

※なお、沼津市は、同様の協定をスルガ銀行㈱(令和 4 年 8 月)、沼津信用金庫(令和 5 年 5 月)とも締結しています。

お問い合わせ先

沼津市役所 財務部 資産活用課
直通：055-934-4884